

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、奨学金の貸与を受け大学等を卒業した者、又は中途退学をした者が海陽町に居住し、かつ地元で就職した場合において、その者が借り入れた奨学金の返還について、おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本町への U ターン及び定住、地元就職の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）地元 町内又は通勤可能な市町村をいう。
- （2）就職 法人、団体若しくは個人事業者に雇用され、又は自営若しくは家業で就労することをいう。
- （3）大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校（第 4、5 学年）及び専修学校（高等課程（第 4、5 学年）、及び修業年限 2 年以上の専門課程、一般課程に限る。）をいう。
- （4）新規学卒者 学校等を卒業した者をいう。
- （5）中途退学者 学校等を卒業を待たずに途中でやめた者をいう。

（補助対象奨学金）

第 3 条 助成金の交付対象となる奨学金（以下「奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）海陽町奨学金
- （2）独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第 1 種奨学金・第 2 種奨学金）
- （3）社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

（補助対象者）

第 4 条 助成金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- （1）交付申請時において海陽町に住民登録をし、居住している者。
- （2）交付申請時に地元で就職し、現在も従事している（主たる生計者に扶養される配偶者も含む。）者。
ただし、国及び地方公共団体等の正規職員は除く。
- （3）海陽町内の小学校又は中学校卒業者。あるいは徳島県立海部高等学校の卒業者。
- （4）奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、卒業した者。又は中途退学をした者。
- （5）月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている者。又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する者。
- （6）奨学金の返還に滞納がない者。
- （7）町税等に滞納がない者。
- （8）奨学金にかかる他の助成制度及び給付制度を受けていない者。
- （9）上記に準ずる者で町長が認める者。

（助成金の額等）

第 5 条 助成金の額は、助成金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額（利息を含む。以下「返還金額」という。）は別表第 1 のとおりとする。ただし中途退学者は、助成金の交付対象となる奨学金を返還した年額を限度とし別表第 1 を超えない額とする。また、この場合において、千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

(助成の交付期間)

第6条 助成金を交付できる期間は、新規学卒者として最初の返還月を含む年度から最長10年間とする。中途退学者は、中途退学した月の翌月の初日を起算日として、最初の返還月を含む年度から最長10年間以内とする。この場合において、交付対象者が転出し、又は特別な事情により町内に住所を有しなくなった期間がある場合は当該期間を助成金を交付できる期間から控除するものとする。

2 海陽町奨学金と重複して第3条第2号及び第3号にかかげる奨学金の貸与を受けている者は、海陽町奨学金の新規学卒者として最初の返還年度から最長10年間とすることができる。中途退学者は、中途退学した月の翌月の初日を起算日として、最初の返還月を含む年度から最長10年間以内とする。

3 申請基準日の4月1日以降、交付申請時までに海陽町に住民登録及び居住した場合は、月の途中で満了したときは翌月分から交付対象とする。ただし、申請年度の途中で転出等で居住をしなくなった場合は当該年度の助成は行わない。

4 第4条第2号については、月の途中で受給要件を満たしたときは翌月分から、月の途中で失ったときは前月分までを交付対象とする。ただし、離職月に再度就職した場合は、この限りではない。また、廃業や退職により離職し、助成金の交付が終了した場合であっても、1年以内に再度受給要件を満たした場合は、期間終了月の末日までに支払った返還額を実績報告時に遡及して交付することができる。ただし、助成金額は、既に交付を受けた額と第5条に規定する額との差額分を限度とする。この場合における再申請は、当該年度で1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おかえReターン海陽・奨学金支援事業助成金交付（再交付）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当年度分を町長に申請しなければならない（遡及して申請することはできない。）。

(1) 運転免許証等本人確認書類の写し

(2) 住民票抄本

(3) 第4条第3号及び第4号が確認できる書類の写し（ただし、海陽町内の小学校及び中学校卒業者は除く。初回申請時に限る。）

(4) 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの（初回申請時に限る。海陽町奨学金貸与者は不要。）

(5) 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要。）

(6) 奨学金の借入残額が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要。）

(7) 勤務先が確認できる健康保険被保険者証又はこれに類する書類の写し（自営又は家業に就労している場合は法人の登記簿、定款又はこれに類する書類の写し。）

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、おかえReターン海陽・奨学金支援事業助成金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付を決定した場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付決定後に勤務先の変更又は転出等があったときは、おかえReターン海陽・奨学金支援事業助成金交付変更（終了）届（様式第3号）を速やかに町長に提出しなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

(実績報告)

第9条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請年度の末日

までに おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類添えて町長に提出しなければならない。

- （1）住民票抄本
- （2）居住している実態が確認できるもの（電気代領収書、郵便物等）
- （3）申請年度の奨学金の返還の事実が確認できるもの（領収書、通帳の写し）
- （4）交付年度における就労期間等を証する書類（在職証明書（参考様式））
- （5）離職日が確認できるもの（求職期間分を遡及して請求する場合のみ）
- （6）納税証明書
- （7）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（助成金の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知し、助成金を交付するものとする。

（変更届の処理等）

第11条 町長は、第8条第2項第1号に定める届出書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の継続の適否を決定し、おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金変更交付（終了）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付の終了を決定したときは、申請年度内での居住月分（1月に満たない場合はこれを切り捨てる。）までの返還金額を助成金の額とする。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、交付決定者が次のいずれに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知し、交付済助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正により交付決定を受けたとき。
- （2）奨学金の返還に滞納している事実が判明したとき。
- （3）町税等を滞納している事実が判明したとき。
- （4）この要綱の規定による町長の指示に従わないとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の返還を求めるときは、おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金返還請求書（様式第8号）により行うものとする。

（再交付申請）

第13条 第11条の規定による助成金の終了決定を受けた者が再び地元で就職し、かつ第4条第1号、第6号、第7号及び第8号に該当するときは、第7条に定める様式により再交付申請をすることができる。

2 前項の場合において、再交付申請を行った者に対し交付決定をするときの交付期間は、第6条に定めるところによる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

修業年限	助成金の額
2 年制	年額 12 万円（月額 1 万円）限度
3 年制	年額 18 万円（月額 1 万 5 千円）限度
4 年制	年額 24 万円（月額 2 万円）限度
6 年制	年額 36 万円（月額 3 万円）限度

様式第 1 号（第 7 条関係）

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付（再交付）申請書

年 月 日

海陽町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
生年月日 年 月 日（ 歳）

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、本申請に関して、海陽町が保有する私に関する住民基本台帳情報、町税等情報を海陽町が調査することに同意します。

記

申請区分	初回 ・ ____年目 ・ 再申請
貸与機関の名称及び 奨学金の名称（○で囲む）	・海陽町奨学金 ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第 1 種奨学金・第 2 種奨学金） ・社会福祉法人徳島県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度（教育支援費）
奨学金借入残額	円
____年度奨学金 返還金額（＝交付申請額）	年 月 ～ 年 月分 円 （4 年制の場合上限 24 万円）
最終学歴	学校名： 卒業年月日： 年 月 日
勤務先	会社名： 所在地： 就職年月日： 年 月 日

【添付書類】

- (1) 運転免許証等本人確認書類の写し
- (2) 住民票抄本
- (3) 卒業したこと又は中途退学をしたことが確認できる書類の写し（初回申請時のみ）
- (4) 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの（初回申請時のみ。海陽町奨学金貸与者は不要）
- (5) 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要）
- (6) 奨学金の借入残額が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要）
- (7) 勤務先及び就職年月日が確認できるもの（健康保険被保険証の写し等）
（自営又は家業に就労している場合は自営等が確認できるもの）
- (8) その他（ ）

※代理人が申請する場合は代理人本人確認書類も持参すること。

運転免許証・個人番号カード・その他（ ）

処理欄	
-----	--

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

海陽町長

印

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金の交付について、下記のとおり助成金の交付を決定（却下）したので通知します。

記

1 交付対象年度 年度分（対象期間 年 月 ～ 年 月）

2 交付決定額（助成金の額） 金 円【初回交付年度 年度】

3 交付の条件

交付決定後に転出や勤務先の変更、退職等があったときは、「おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付変更（終了）届（様式第3号）」を速やかに提出しなければならないこと。

【却下の場合は却下の理由】

様式第3号（第8条関係）

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付変更（終了）届

年 月 日

海陽町長 様

住 所

氏 名

電話番号



年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金について、下記のとおり助成金の交付の変更（終了）を届け出ます。

記

交付決定額	円	
届出の内容 (該当箇所全て 記入すること。)	変更	☐ 勤務先の変更 変更前の勤務先名称： 住所： 変更後の勤務先名称： 住所： 変更年月日： 年 月 日
		☐ 退職 ☐ 廃業 退職（廃業）年月日： 年 月 日
		☐ その他（具体的に記入）
	終了	☐ 転出 転出先住所： 転出日： 年 月 日 ☐ その他（具体的に記入）

※ 勤務先変更の場合は、変更後の勤務先が確認できるものを持参すること。

【町処理欄】

- 1 交付決定額 円
- 2 交付継続 適 ・ 否
- 3 居住・就労の短い月数 月
- 4 変更交付額 円

様式第4号（第9条関係）

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金実績報告書

年 月 日

海陽町長 様

住 所
氏 名



年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金について、年度の期間中に返還すべき奨学金を全て返還しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 年度奨学金返還額 _____ 円

2 求職期間返還額 _____ 円
(求職期間; 年 月 日から 年 月 日)

3 助成金振込先口座

金融機関名				本店・支店			
口座種類	1. 普通預金		2. 当座預金		3. その他 ()		
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

※口座名義人は申請者氏名と同一にしてください。

4 添付書類

- (1) 住民票抄本
- (2) 居住している実態が確認できるもの（電気代領収書、郵便物等）
- (3) 申請年度の奨学金の返還の事実が確認できるもの（領収書・通帳の写し）
- (4) 交付年度における就労期間等を証する書類（在職証明書（参考様式））
- (5) 離職日が確認できるもの（求職期間分を遡及して請求する場合のみ）
- (6) 納税証明書
- (7) その他 ()

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

海陽町長

印

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金の交付について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金確定額 金 _____ 円

第 号
年 月 日

様

海陽町長

㊟

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金変更交付（終了）決定通知書

年 月 日付けで届出のあった おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金の交付の変更（終了）について、下記のとおり変更し助成金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 変更前助成金の額 金 _____ 円
- 2 変更後助成金の額 金 _____ 円
- 3 変更の理由

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付決定取消通知書

様

海陽町長



年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業標記助成金の交付について、下記の理由により交付決定を取り消すので通知します。

記

1 取り消しの理由

第 号
年 月 日

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金返還請求書

様

海陽町長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金について、下記により助成金の返還を請求します。

記

- 1 返還総額 _____ 円（ 年 月分～ 年 月分）
- 2 返還方法 同封の納入通知書で指定口座へ振り込むこと
- 3 返還期限 年 月 日

(参考様式)

在職証明書

氏 名	ふりがな	性別	□男 □女
生年月日			
現住所	〒		
就労開始（採用） 年月日	年 月 日から ※雇用期間が決まっている場合 年 月 日まで		
雇用状態	正社員 ・ パート等 ・ 派遣 ・ その他（ ）		
勤務形態	1 日平均勤務時間 時間（週平均勤務時間 時間） 1 か月平均勤務日数 日		
職 種			
健康保険適用の 有無	有 ・ 無		
現在の所属部署 （勤務場所）	本社 部 課 事業所 部 課 (所在地) 〒		

上記の通り証明します。

年 月 日

事業所 所在地 〒
名 称
代表者名
電話番号



（ 記入担当者 所属部署
役職・氏名
連絡先 ）

(参考様式)

退職証明書

様

次のとおり、あなたは当社を退職したことを証明します。

退職年月日	年 月 日
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
職種及び職位	
退職の事由	1 退職者の自己都合による 2 事業主の都合による 3 事業主からの勧奨による 4 定年、労働契約期間満了等による 5 その他 （具体的に による） 6 解雇 （具体的に による）

年 月 日

事業所 所在地 〒
名称
代表者名
電話番号



（ 記入担当者 所属部署
役職・氏名
連絡先 ）